

松江市発注工事・業務の受注者の皆様へ

松江市

全国的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、以下のとおり対応をお願いします。

1. 感染予防対策の徹底

- ① 工事等従事者の感染予防策（手洗い、咳エチケットの励行等）を徹底してください。
- ② 工事等従事者の健康管理（始業時の健康状態報告等）に留意してください。
- ③ 受注者が企画する現場見学会等は、感染防止対策を講じた上で実施してください。

2. 工事等従事者で感染者あるいは感染が疑われる者が発生した場合

- ① 速やかに発注者（監督職員）に報告してください。
- ② 工事等の一時中止、工期延期を発注者（監督職員）に協議してください。
- ③ 自宅待機や工事現場等における必要な措置については、保健所等の指示に従って適切に対応してください。

なお、公共工事事業者は社会機能維持者（エッセンシャルワーカー）に該当するため、受注者の判断により工事従業者等が新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）の検査陽性者の濃厚接触者となり待機期間短縮が必要な場合は、管轄保健所へ事前相談してください。

3. 感染の影響により資材調達ができなくなった場合、また、休校（新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業を言う。以下同じ）の影響や受注工事・業務を県外事務所等で実施（県外工場製作、設計業務等）している場合において感染拡大防止等の観点から、工事・業務の継続が困難となった場合

- ① 速やかに発注者（監督職員）に報告してください。
- ② 工事等の一時中止、工期延期を発注者（監督職員）に協議してください。

4. 休校に伴う監理技術者等の建設業法上の取扱いの明確化について

技術者の「専任」、監理技術者等の途中交代、恒常的な雇用関係の取り扱いについては、国土交通省通知（令和2年2月28日付け国土建第482号）に準じるものとします。

なお、工事等の一時中止に伴う増加費用は受注者の責に帰さないものとして、変更契約の対象とします。

松江市への来訪は、契約関係など必要最小限とするようご協力をお願いします。